

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

三重国民年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人の平成15年3月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月から同年6月まで

平成14年ごろから生活が苦しくなり、国民年金保険料を納めることが困難になったため、平成14年度末ごろ、社会保険事務所（当時）に出向き、保険料の口座振替の停止手続と免除申請手続を同時に行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年7月に再婚後、その夫の長男が国民年金保険料の免除申請手続を行ったことを契機として、申請免除制度を知ったとしているところ、その長男について、平成8年度から10年度までについて申請免除期間となっていることから、申立人の供述と一致しており、申立人は、申立期間当時、申請免除制度について了知していたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る免除申請手続について、「口座振替停止手続も同時に行う必要があったので、まず金融機関に出向いたが、社会保険事務所に toward ほうが早いと言われた。その後、社会保険事務所でこれらの手続を行った際、7月以降の免除申請については地区市民センターで改めて手続するよう説明を受けた。」と述べるなど、当時のやりとり等についての説明は具体的かつ詳細であり、その供述に不自然な点も見当たらない上、申立人から提出のあった資料から、申立人が口座振替停止手続を平成15年4月に行っていることが確認できるなど、申立内容を裏付ける状況も見受けられることから、申立内容は信憑^{びよう}性が高いと考えられ、申立期間について、免除申請手続を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立期間以降は申立人及び申立人の夫共に申請免除期間（平成20年9月以降は生活保護受給を理由とする法定免除期間）となっているところ、

申立期間について、国民年金保険料の納付が困難となった経緯についての申立人の説明に不自然な点は見当たらない上、オンライン記録によると、平成15年3月の保険料について、口座振替の緊急停止が行われていることから、申立期間当時、経済的に保険料の納付が困難であったことがうかがわれるほか、申立期間について、その後の申請免除期間と比較して生活状況が大きく異なっていたことをうかがわせる事情も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月及び同年3月

申立期間当時、A市に住民登録を置いていたので、国民年金保険料は同市に居住している母親が納付してくれていた。その後、B市に転居してから、さかのぼって保険料を納めたこともある。申立期間以外の国民年金加入期間はすべて保険料を納付又は免除されており、申立期間のみ納めなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍の附票から、申立人は平成8年2月までA市に住民登録を有していることが確認でき、オンライン記録によると、7年4月から同年12月までの国民年金保険料が同年11月に納付されていることから、申立人の母親に聴取したところ、「息子の平成7年4月から同年12月までの保険料は私が納付したが、この期間以降の納付は息子自身が行ったと思う。」としており、実際に、8年1月の保険料は申立人がB市に転居した後の同年4月に納付されている上、申立期間直前の7年1月の保険料についても9年1月に過年度納付されていること、及びA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿において申立期間は未納となっていることなどから、申立期間の保険料について、申立期間当時、申立人の母親が納付したことは考え難い。

一方、申立人は、B市で国民年金保険料を遡^{そきゅう}及して納付したことがあるため、申立期間の保険料についても、この時期に遡^{そきゅう}及納付したのではないかと主張しているところ、前述のとおり、平成7年1月の保険料については9年1月に過年度納付されており、その時点で、申立期間の保険料についても過年度納付することは可能であった上、同市を管轄する社会保険事務局（当

時)では、「当時、時効が成立していない未納期間を有する被保険者全員に、年2回過年度納付書を送付していた。また、未納期間が短い被保険者を抽出して過年度納付書を送付していた。」としており、申立期間が2か月と短期間であることや、7年1月からの連続した未納期間であることなどを踏まえると、申立人に対し、申立期間に係る過年度納付書も送付されたものとするのが妥当である。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間を除く国民年金加入期間に未納は無く、数度にわたる厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に実施している上、オンライン記録により、過年度納付、申請免除等により、未納が生じないよう納付又は免除申請手続をしている形跡が確認できることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられるほか、上述のとおり、申立期間が短期間であることなどを勘案すると、申立期間についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 936

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時、国民年金保険料は夫の分と一緒に集金人に納付していた。申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までは申請免除期間とされているが、免除申請を申し出た記憶は無く、61 年 1 月から同年 3 月までの帳簿が残っており、そこには夫婦二人分の国民年金保険料と一致する金額が計上されている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までについて、オンライン記録では申請免除期間となっているところ、申立人は、当該期間について、免除申請手続を行った記憶は無いと主張しているが、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、当該期間は申請免除期間となっており、オンライン記録と一致している上、当該名簿の備考欄には、「58. 7. 18 免除該当処理（申請免除 58. 7～）」、「60. 11. 19 申請免除却下（60. 4～61. 3）」と記載されていることから、当該期間について、申請免除期間となっている記録に不自然な点はみられない。

また、上記の被保険者名簿の記載から、申立人が昭和 60 年度の国民年金保険料についても免除申請手続を行ったものの、昭和 60 年 11 月に却下されたことがうかがわれるが、通常、免除を申請した期間について、承認又は却下の決定が行われるまでの間に保険料を納付することは考え難い上、当該名簿の備考欄には、前述の記載に加えて、「61. 4. 4 本人来所 61. 4～より納付希望」と記載されていることから判断すると、申立人は、60 年 11 月に免除申請が却下された以降も、61 年 4 月に保険料を納付する意思を示すま

では保険料を納付していなかったと考えるのが妥当である。

しかしながら、申立人は、申立期間当時は、その夫の分と併せて二人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間のうち昭和 61 年 1 月から同年 3 月までについては、自身が所持している当該期間に係る収支日計式簡易帳簿において、国民年金保険料として各月、納付額が記載されていると主張しており、事実、当該帳簿に記載されている金額は、申立期間当時の保険料額とほぼ一致している上、前述のとおり、申立人は、61 年 4 月に保険料を納付する意思を示していることがうかがわれるところ、その時点で、申立期間のうち 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料については現年度保険料として遡及^{そきゆう}納付が可能であることや、申立期間以降の保険料の納付状況などを勘案すると、申立期間のうち 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料について、納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1303

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年3月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月26日から20年3月10日まで

昭和15年4月にA社へ入社し、20年3月10日に空襲に遭うまで同社で勤務していた。年金記録では、18年1月26日に資格喪失していることになっているが、20年3月10日まで厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人はA社において昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、18年1月26日に資格を喪失している。

しかしながら、申立人のA社での勤務実態等及び空襲に係る説明は、具体的に信憑性^{びよう}がある上、戦時下の労働統制の下、国民労務手帳法及び労務調整令により、労働者の自由な転退職や解雇が禁止又は制限されていたことを考慮すると、申立人が申立期間において継続して当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立事業所はオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないが、同事業所を管轄する社会保険事務所(当時)によると、「一部の事業所の被保険者名簿は戦災により焼失したものもあり、A社の被保険者名簿は見当たらない。」としている。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規

模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 3 月 10 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

三重厚生年金 事案 1304

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年7月24日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年6月までは30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月ごろまで

申立期間に勤務していた同僚は、厚生年金保険被保険者記録がある。申立期間当時、給料から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者払出簿兼名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社における資格取得日は昭和19年6月1日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、上記の払出簿兼名簿及び台帳のいずれの記録においても、申立人のA社における資格喪失日欄は空欄となっている。

一方、A社は申立人の資料が無く不明と回答しているものの、申立人は昭和18年に同郷の同僚8人と共に入社し、20年の夏、工場が爆撃を受けたため仕事ができなくなり郷里に戻ったと主張している上、同郷の同僚の1人は、「昭和20年夏、空襲があり、工場が爆撃を受けたため、会社から疎開するように言われ、同郷の同僚と一緒に家に帰った。申立人も一緒だった。」と供述しており、申立人の供述と一致している。

また、上記払出簿兼名簿において、申立人の前後に、申立人が記憶している同郷の同僚8人のうち6人（上記同僚を含む。）の氏名が記載されており、A社における資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年7月24日

となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、厚生年金保険法が昭和 19 年 6 月に施行されたことに伴い、社会保険事務所（当時）に対し申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得届を行い、同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間が同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められていることから、申立人の資格取得日は同年 10 月 1 日、資格喪失日は 20 年 7 月 24 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額、健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録から、30 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 7 月 24 日から同年 8 月ごろまでについて、申立人が A 社において勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 20 年 7 月 24 日から同年 8 月ごろまでに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1305

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和30年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和30年3月に、A社C工場に入社し、同年5月中ごろに友人と二人で同社B事務所に転勤した。給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間後に申立人同様、A社C工場から同社B事務所に異動している同僚4人の異動期間に係る被保険者資格は、全員が継続して記録されており、未加入期間の無いことが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が昭和30年6月3日からB事務所で勤務していたと供述しており、雇用保険の記録では同日に同事務所において資格取得していることを踏まえると、A社C工場の資格喪失日である同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が残っていないため当時のことは不明であるが、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったはずであると主張しており、事業主から提出された被扶養者届の被保険者資格取得年月日欄に昭和30年7月1日の記載があることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

申立期間について、記録されている標準賞与額が、支給された賞与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準賞与額より低くなっている。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 937

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 50 年 6 月までの期間及び 55 年 9 月から 59 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月から 50 年 6 月まで
: ② 昭和 55 年 9 月から 59 年 4 月まで

申立期間については、それまで勤務していた会社を退職する都度、役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は元妻が納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の元妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行っていたとする元妻も他界しているため、保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間となっている上、申立人に聴取^{あいまい}しても、国民年金加入手続の際の国民年金手帳の受取り等についての記憶は曖昧であるほか、国民年金被保険者資格の喪失手続についても記憶に無いとしている。

さらに、申立人が、自身と同時に国民年金加入手続を行ったとする申立人の元妻についても、申立期間について国民年金に加入した形跡は見当たらない上、申立期間②について、申立人の元妻は厚生年金保険に加入していることから、国民年金に加入することはできず、申立人の供述に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 938

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 54 年 2 月まで
20 歳になった時、私は学生であったが、父親が「国民年金に入らなければいけない。」と、市役所で私の国民年金の加入手続をした。国民年金保険料についても、父親が納付してくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母親も、加入手続及び保険料納付については、すべて申立人の父親に任せていたとしており、具体的な供述を得ることはできないほか、それらを行ったとする申立人の父親も他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 8 月に任意加入により払い出されているが、申立期間については、申立人は学生であったことから任意加入対象期間となり、加入手続を行った時点から遡^{そく}及^{きゅう}して国民年金に加入することはできず、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、明確ではないとしながらも、現在所持している年金手帳のほかに、申立期間当時、青色の年金手帳を所持していたと思うとしているが、当時、年金手帳は国民年金と厚生年金保険共通のオレンジ色のものが交付されていた時期であることから、申立人が申立期間当時、青色の年金手帳を所持していたことは考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月1日から平成元年4月1日まで
ねんきん定期便でA社の厚生年金保険の記録が退職する2年前から標準報酬月額が下がっており、納得がいかない。私は社会保険関係の事務全般をしていたが、初任給は8万円であり、それより低い額で届け出た記憶は無いので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社において社会保険関係の事務を担当しており、申立人や役員の標準報酬月額を低額で届け出た記憶は無いと主張している。

しかし、A社の元役員に照会したところ、「事業主と事業主の妻の標準報酬月額については、税理士と相談して下げた。」と供述している上、申立人が主張する標準報酬月額を示す関連資料（賃金台帳等）は無いとの回答があり、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和62年5月の月額変更届、同年10月の算定基礎届、及び63年10月の算定基礎届により、7万6,000円と標準報酬月額が記録されているが、その3回の届出の機会において、自らが事務担当者として関与しているにもかかわらず、その内容での届出をした記憶が無いということは考え難い。

さらに、公共職業安定所から提出された求職者給付の支給台帳の写しに記載されている賃金日額(2,500円)より推認できる報酬月額(7万5,000円)と、オンライン記録は一致しており、申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1308（事案 388 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

昭和 45 年 5 月ごろ、A 社の社長に社員として採用された。以降、60 年 5 月ごろに退職するまで、社宅や工場増築等の確認申請をすべて行った。当時の社会的状況として年金の意識は薄く、社員である私は厚生年金保険に関してすべて会社が手続しているものと思っていた。ずさんな処理の責任は本当に私にあるのかと問いたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 45 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 1 日の期間に係る申立てについては、i) A 社の複数の同僚の供述により、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所（当時）が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が無いこと、ii) 同事業所は昭和 57 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の社長及び役員も他界しているため、当時の給与関係の事務担当者に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時の資料は残っておらず、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは覚えていない。」との回答があり、申立期間に同事業所に在籍していた複数の同僚に照会したものの、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る具体的な取扱い等についての供述は得なかったこと、iii) 申立人の雇用保険の加入記録をみると、同事業所に係る加入記録が無いことから、申立人については社会保険及び雇用保険への加入手続が行われなかったことがうかがわれる上、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者原票によると、申立人は、申立期間に国民年金に加入しており、このうち昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの期間、49 年 4 月から同年 6 月まで

の期間、50年4月から同年10月までの期間及び51年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を各年度内に納付していること、等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社に社員として勤務していたことを証明できる者が3人いると主張したため、当該3人に照会したものの、新たな事実関係を確認することはできず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、今回の申立期間の終期については、前回の申立期間（昭和45年4月1日から53年4月1日）よりも後の期間である昭和60年4月1日であったと主張しているが、A社は57年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、53年10月から56年3月までの期間及び57年4月から61年3月までの期間は国民年金の申請免除が承認されていることが確認できる。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1309

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 15 日から同年 3 月 10 日まで
② 昭和 49 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に入社してから退職するまで、家族と共に社宅へ入って継続して勤務していた。しかし、申立期間が空白期間となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業所名は不明であるが、昭和 44 年 8 月 8 日から 49 年 1 月 31 日までの期間に係る雇用保険の記録があることから、申立人がA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社において申立人と同様、昭和 45 年 1 月 15 日に厚生年金保険被保険者の資格喪失の記録がある同僚 8 人について被保険者記録を調査したところ、8 人全員が同年 3 月 10 日に資格取得しており、被保険者記録が継続していないことが確認できる。

また、上記同僚に照会したものの、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、A社の関連会社であるB社の元代表取締役の供述から、申立人がA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社において申立人と同様、昭和 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格取得の記録のある同僚は既に他界しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和 49 年 4 月 1 日資格取得、53 年 8 月 31 日離職となっており、申立期間②に係る加入記録

は無い上、オンライン記録と一致している。

さらに、A社は昭和61年2月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により判明した元代表取締役は連絡先不明のため、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月12日から31年4月4日まで

私は、A社において、正社員で継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には空白期間がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に継続して勤務していたと主張しているところ、同社から提出された従業員名簿の記録によると、申立人の採用日は昭和24年2月17日、30年11月3日及び31年4月4日であることが確認できる。

また、上記名簿によると、申立人の採用内容は昭和30年11月3日の採用においてのみ季節夫と記載されている上、同日に季節夫として採用されている同僚二人についても厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、当該事業所は季節夫については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和29年3月11日資格取得）から*番（昭和31年4月4日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳から昭和29年9月12日に解雇により被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から38年3月21日まで

A社（現在は、B社）C工場からの感謝状に昭和28年に入社していると記入されている。入社当時は年金に関しての具体的な話は無かったが、33年に長男が生まれて、A社の健康保険を使用しているので、年金だけ国民年金に加入していることは無いし、国民年金の記録は無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社C工場発行の感謝状から、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社C工場に照会したところ、「厚生年金保険への加入は正社員のみであった。」との回答があった上、当該事業所から提出された申立人の労働者名簿及び台帳によると、申立人は、昭和28年8月21日に準員として入社し、38年3月21日に正社員となり、同日から厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入していることが確認できる。

また、申立人のB社C工場における雇用保険の加入記録については、昭和38年3月21日に資格取得しており、オンライン記録と一致している上、申立期間に係る加入記録は無い。

さらに、オンライン記録によって確認できる申立人と同時期に資格取得した6人の同僚に照会したところ、複数の同僚から「臨時工として入社し、厚生年金保険には正社員となってから加入した。」旨の回答があったことから、同社

においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたとは言えない状況がうかがえる

加えて、D町における国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金の強制被保険者として資格取得し、36 年 4 月分から国民年金保険料を現年度で納付している上、38 年 3 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格取得により国民年金被保険者資格を喪失し、38 年 3 月分から 39 年 6 月分の国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 24 日から 35 年 12 月 25 日まで
申立期間は、A社に勤務していたが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後 50 人の女性被保険者のうち、資格喪失日が申立人の前後 2 年の者で、当該事業所において 6 か月以上の被保険者期間のある者の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 26 人中 11 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 6 か月以内に支給がなされている上、当該事業所の当時の社会保険事務担当者に照会したところ、「本人に確認せずに、事業主が代理請求をしていたこともあった。」との回答があり、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 5 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。